

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第45条第5項に基づき、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）の処務に関し、必要な事項を定める。

(事務局の設置)

第2条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

(職員)

第3条 事務局に、事務局職員を置き、その職は、事務局長、主任企画員、企画員、書記、及び非常勤職員、及びアルバイト（事務職員）とする。

- 2 事務局長は、センターの事務を処理する。
- 3 主任企画員は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。
- 4 企画員は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。
- 5 書記は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。
- 6 非常勤職員は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。
- 7 アルバイト（事務職員）は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。

(事務の決裁)

第4条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長を経て常務理事の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長又は理事会の決裁を経なければならない。

(事務)

第5条 事務局が処理する事務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 定款及び諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 評議員会、理事会の処務に関すること。
- (3) 印章の管守に関すること。
- (4) 文書の発送、收受、審査、編纂及び保存に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) 事業計画の策定及び実施に関すること。
- (7) 会計及び経理に関すること。
- (8) 財産の取得、管理処分に関すること。
- (9) 物品の購入、出納、保管及び処分に関すること。
- (10) 関係官公署との連絡調整に関すること。
- (11) 庁務に関すること。
- (12) 職員の労務・福利厚生に関すること。
- (13) 事務所使用に関すること。

(文書事務)

第6条 文書事務の処理については、鳥取県の文書事務処理の例及びセンターの文書管理規程による。

(帳簿の整備)

第7条 事務局には、次に掲げる帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 職員名簿
- (3) 出勤簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 評議員会、理事会の会議録
- (6) 会計に関する帳票書類
- (7) 備品台帳
- (8) その他必要な帳簿

(事業計画案の作成)

第8条 事務局長は、理事長の命を受け、毎年度の事業計画の原案を作成し、理事長に提出しなければならない。

(収支予算案の作成)

第9条 事務局長は、理事長の命を受け、毎年度の収支予算の原案を作成し、理事長に提出しなければならない。

(予算の執行)

第10条 予算の執行については、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）に準じて行うことを原則とするとともに、公益法人会計基準の内容を取り入れた会計事務を行う。

(予算の流用)

第11条 事務局長は、予算の執行上、必要と認められる事項については、支出予算の科目相互間の金額を流用することができる。

(決算)

第12条 事務局長は、毎会計年度、出納に関する事務を完了したときは、速やかに決算をし、証拠書類を添付して理事長に提出しなければならない。

(事務引継)

第13条 事務局長が交代した場合においては、前任者は速やかに事務引継書を作成し、後任者に引き継がなければならない。

2 職員が分掌を交代した場合においては、前任者は速やかに事務引継書を作成し、後任者に引き継がなければならない。

(出張)

第14条 職員が出張しようとするときは、出張命令簿により、上司の決裁を受けなければならぬ。

ただし、県内の出張に限っては、電子メール等で事前に出張の用務、用務地、移動方法及び年月日を申請し、上司の決裁を受けることにより、出張命令の発令とすることができます。

2 職員が出張先から帰省したときは、速やかに復命書により、上司に復命しなければならない。ただし、簡易な用務については、口頭をもって復命することができる。

(旅費の支給)

第15条 職員が旅行した場合には、職員の旅費に関する条例（昭和45年7月 鳥取県条例第48号）の適用を受ける者の例により旅費を支給する。

(特別旅費)

第16条 職員でない者が、センター用務のために旅行した場合には、本職相当の額の旅費を、旅費の定めのない職務にある者については、そのつど定める額の旅費を支給する。

(職員の勤務条件)

第17条 職員の勤務に関する定めは、就業規則、非常勤勤務規則、アルバイト勤務規則及び退職金規則による。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、センターの処務並びに事務局の組織等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、

平成26年2月1日 施行

平成27年4月1日 公益法人化に伴い一部改正

平成27年11月18日 一部改正

令和2年3月30日 一部改正

令和2年7月18日 一部改正

令和2年10月20日 一部改正